

令和 7 年 4 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 4 月 25 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 櫻 井 正 彦

2 番 赤 石 忠 秋

3 番 新 井 茂

4 番 石 原 郷 士

5 番 今 泉 達 夫

6 番 大 澤 恵美子

7 番 木 村 修 一

8 番 清 水 照 夫

9 番 根 岸 千 春

10 番 星 野 邦 夫

11 番 星 野 健 一

12 番 星 野 文 雄

13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（ 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 岩 澤 道 行

2 番 大 澤 弘 樹

3 番 大 塚 孝 一

5 番 尾 澤 勝

6 番 鏑 木 久 永

7 番 小 磯 勝 美

8 番 鈴 木 伸 一

9 番 関 口 光 則

10 番 高草木 国 雄

11 番 武 裕 士

12 番 松 井 正 和

13 番 柳 澤 照 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

4 番 小倉 正範

8. 出席した事務局職員（1 名）

事務局長 山 銅 敏 男

事務局 それでは、これより令和 7 年 4 月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達して
おりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 12 名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。改選後の 4 月の農業委員会総会という事で、ご出席頂きまし
て誠にありがとうございます。これから 3 年間よろしくお願い致します。近年ウ
クライナ戦争で経済がめまぐるしく変わり、アメリカのトランプ大統領就任後は、
関税問題等の見えない経済状況にあります。我々農業者は国民が生きていくため
に欠かす事の出来ない食を担い、産業として国民生活を支えております。しかし、
農業を取り巻く環境も世界経済に大きく左右され、物価高騰、担い手不足、高齢
化、有害鳥獣対策等、非常に厳しい状況にあります。みどり市農業委員会として、
一致団結してこの状況を少しでも打破して行かなければと考えております。また、
農業委員会は合議体として、農地法に基づく許可業務を審議し、最終的に決定す
る。最適化委員は担当地区において、担い手の農地利用の集積集約化、耕作放棄
地の発生防止、解消等の地域における現場活動を行う事になっております。新任
委員さんにおきましては、色々勉強して頂き、それぞれの立場で部員活動をお願
い致します。本日は懇親会を行いますので、情報交換並びにご歓談頂ければと思
います。よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願い致します。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和 7 年 4 月 25 日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和 7 年 4 月 25 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3 番：新井 茂 委
員」と「4 番：石原 郷士 委員」の両名にお願いいたします。

議案第1号

議 長

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第3の規定による許可申請があったので、決定を求める。令和7年4月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は5件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、田、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃借権の設置を行いたく申請するもの。

番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸鹿及び久宮、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃借権の設置を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

続きまして番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。

番号3番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃借権の設置を行いたく申請するもの。

番号4番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃借権の設置を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番
議長

番号3番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番
議長

番号4番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号5番についてご説明いたします。

番号5番。譲受人、譲渡人設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小夜戸、畑、贈与。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(贈与)を行いたく申請するもの。

以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号5番
議長

番号5番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、レストラン用地。兼ねてより自分の店を持ちたく計画を立てていたところ、自宅から近く、また子育てを両立させるのに最適な立地でありますので、レストランを建設したく申請するもの。

番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、露天駐車場用地（一時転用）。既存の駐車場内にドライブスルー方式の薬局を開業することに伴い工事期間中は医院内の駐車場が一部利用出来なくなるため一時的に駐車場として利用するため。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 1 番をご覧ください。場所は県道太田大間々線を南下して頂きまして、〇〇という美容室があります。そこを右折して、みどり市消防署の方へ向かって頂いて 150m 位行った所に信号と水車があるところがあるんですけど、それを左折して頂きまして、150m 位行った所です。多少草と木があるんですけど何ら問題はないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、石原です。地図の 2 番をご覧ください。現場は大間々尾島線笠懸の吹上の
〇〇を 100m 位行きますと、右側にレストラン〇〇というのがあります。その前
の方に〇〇クリニックの看板がありまして、その看板を左折して 200m 行きます
と地図上の上の方に道がありまして 200m 行きますと左側に〇〇クリニックがあ
ります。地図を見ると右側の上の方ですね。その反対側に現状のクリニックの駐
車場があるんですけど、その西側を一時転用の駐車場とする予定となっております。
一時転用なので何の問題もないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番につい
て原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。
今回は 5 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。

事 務 局 番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になり
ます。笠懸町阿左美、田及び山林。露天資材置場用地、売買。不動産業を営んで
おり、土木建築業への事業拡大により資材置場用地が必要になり申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま
す。笠懸町久宮、畑。一般住宅用地、売買。現在、アパートで生活をしているが、
子どもの将来を考えた際、戸建ての一般住宅が必要と判断し、本件を申請するも
の。
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 1 区の担当委員より説明をお願いします。

2 番委員 2 番、赤石です。地図の 3 番をご覧ください。申請地は、国道 50 号笠懸から桐生
広沢方面へ向かって行きますと桜塚の信号機があります。ちょうど角が〇〇のガ
ソリンスタンドになっております。それを右に曲がって頂き 400m 程行きますと、
またそこから細い路地を左に曲がって頂いて 400m 位ですね。行き止まりです。
行き止まった左側が申請地です。何の問題もないと思います。審議の程よろしく

お願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番
議 長

番号 2 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、清水です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は国道 50 号の杉菜原の信号、新しい道路ですね。69 号バイパス線を南下して頂き、両毛線の高架を過ぎて 3 つ目の信号、左側に〇〇がある信号ですが、それを右折して頂き、1 km 程西に向かって行きますと、右側に全農のセル苗センターがあります。そのセル苗センターのすぐ南側になりますが、草もなくきれいな状態でありました。周りはまた住宅に囲まれておりますので、問題はないと思います。審議の程よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。露天資材置場・露天駐車場、売買。露天資材置場・露天駐車場の適地が見つかり、土地購入資金も調達出来ることから申請するもの。
番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑。一般住宅用地、売買。現在、借家にて居住しているが、閑静で恵まれた環境にある申請地に一般住宅を建設したく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしく願います。

番号3番

議 長

番号3番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の5番をご覧ください。現場は、50号の鹿の十字路を前橋方面に向かって行って次の信号機、笠懸商工会の所を右折して、西小の方に向かって次の信号機だと思うんですけど、次の信号機を右折した所の右側になります。審議の程よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸第10区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、根岸です。地図の6番をご覧ください。場所は西鹿田の公民館の近くなんですけれど、周りに家が何軒か出来ていて、他の畑の耕作には特に問題が無いと見られました。審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号5番についてご説明いたします。

番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地(庭敷地)、交換。今般測量を行ったところ、譲受人は譲渡人の農地を屋敷敷地として利用しており、転用後、土地交換行うもの。

以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 5 番

議 長

番号 5 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局

(始末書の朗読)

議 長

番号 5 番について、大間々第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

12 番委員

12 番、星野です。地図の 7 番をご覧ください。場所的には大間々の中心にある国道 122 号と大胡県道の交差する十字路を国道の方で桐生方面へ向かって頂きますと、右側に〇〇のスーパーがありますが、それを越えて頂いて、150～200m 位の所に〇〇酒店というのがあります。そこを左に曲がって頂きますとすぐ渡良瀬溪谷鉄道の踏切がありますが、それを渡って頂いて右に曲がった所が、今地図でご覧頂いている渡良瀬溪谷鉄道の線路のすぐ上に細い道があると思うんですけど、その道に出ますので、それを東方面道なりに行って頂いて、クランクを左折して 2、30m 行った所ですかね、〇〇自動車整備の駐車場みたいなものがありますけど、その所を右折しまして、20m そこらですかね、その突き当たりの奥の所にあります。現状としてもう既に何年も前に建てられたと思われるブロック塀がありまして、現状として新しい杭が三角形になるように入れられております。現状としてやむを得ないと思いますし、問題ないと思いますので、審議の程よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和 7 年 4 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 7 年 4 月 25 日 午後 2 時 10 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

3 番委員

新井 茂

4 番委員

石原 郷士